

# 維持管理計画書

小平・村山・大和衛生組合

維持管理事項	実施計画				備考	
	法令基準値等		組合管理目標			
ごみの均一混合	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。		ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する際、常時、ごみを均一に混合する。			
燃焼室へのごみ投入	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと		燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行う			
燃焼ガスの温度	燃焼室中の燃焼ガスの温度を、摂氏800度以上に保つこと		燃焼室中の燃焼ガスの温度を、摂氏850度以上に保つ			
焼却灰の熱しゃく減量	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下となるように焼却すること		焼却灰の熱しゃく減量が10%以下となるように焼却する			
運転開始時の措置	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること		運転を開始する場合には、助燃装置（都市ガスバーナー）を作動させ、炉温を速やかに上昇させる			
運転停止時の措置	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと		運転を停止する場合には、助燃装置（都市ガスバーナー）を作動させ、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす			
燃焼ガス温度の測定・記録	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること		燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録する			
集じん器に流入する燃焼ガスの冷却	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を、おおむね摂氏200度以下に冷却すること。		集じん器に流入する燃焼ガスの温度を、おおむね摂氏200度以下に冷却する			
集じん器に流入する燃焼ガスの温度の測定・記録	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること		集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録する			
冷却設備・排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	冷却設備および排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること		冷却設備および排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去する			
排ガス中の一酸化炭素の濃度	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が、百万分の百以下となるように、ごみを焼却すること（1時間平均値） 百万分の五百以下を超える一酸化炭素濃度のピークを極力発生させない（5回/時以下）（ガイドライン）（瞬時値）		煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が、一時間平均値で百万分の十以下となるように、また百万分の二百のピークを一時間のうちに5回以内となるようにごみを焼却する。			
排ガス中の一酸化炭素濃度の測定・記録	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ記録すること		煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ記録する			
排ガス中のダイオキシン類濃度	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、摂氏0度で、かつ圧力1気圧の状態に換算した排ガス一立方メートル中に酸素濃度12%に換算した数値で1ng-TEQ以下となるように、ごみを焼却すること		煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、摂氏0度で、かつ圧力1気圧の状態に換算した排ガス一立方メートル中に酸素濃度12%に換算した数値で0.5ng-TEQ以下となるように、ごみを焼却する			
排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度	ばいじん[mg/m <sup>3</sup> N]	80（酸素濃度12%換算値）		20（酸素濃度12%換算値）		
	塩化水素[ppm]	430（酸素濃度12%換算値）		150（酸素濃度12%換算値）		
	硫黄酸化物[ppm]	K値6.42 (k値により算出された硫黄酸化物濃度)	4号炉	約3000	45（酸素濃度12%換算値）	
			5号炉			
	窒素酸化物[ppm]	250（酸素濃度12%換算値）		125（酸素濃度12%換算値）		
水銀[μg/m <sup>3</sup> N]	50（酸素濃度12%換算値）		50（酸素濃度12%換算値） 上記の数値は、大気汚染防止法施行規則第十六条の十二第一項第一号、第三号及び第四号によるものとする。			
煙突から排出される排ガスの測定	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、記録すること		煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、記録する			
生活環境の保全	排ガスによる、生活環境保全上の支障が生じないようにすること		排ガスによる、生活環境保全上の支障が生じないようにする			
ばいじんと焼却灰の分離排出・貯留	ばいじんと焼却灰は、分離して排出し、貯留すること		ばいじんと焼却灰は、分離して排出し、貯留する			
ばいじんの処理	ばいじんの薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん、薬剤及び水を均一に混合する		ばいじんの薬剤処理のため、混練装置で、ばいじん、薬剤および水を均一に混合する			